

第12851号 令和元年(2019年) 8月23日(金)

(毎週 火・金発行)

次 目

告 示

○特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特	
定計量器以外の特定計量器の定期検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○令和元年9月熊本県議会定例会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定・・・・・・・(障がい者支援課) 2	2
	2
○漁船保険義務加入同意の承認(姫戸加入区)・・・・・・・・・・・・・・(〃	2
○指定居宅サービス事業の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・(高齢者支援課) 2	2
公 告	
○農用地利用配分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・(農地・担い手支援課) 3	3
0 = 0 + 0 + 0 + 0 + 0 + 0 + 0 + 0 + 0 +	4
○公共測量の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○公共測量の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
登載依頼	
○令和元年度(2019年度)第1回熊本県行政文書等管理委員会の開	
催·····(行政文書等管理委員会) 4	4

亦

熊本県告示第259号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器 以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定によ り公示する。

令和元年(2019年)8月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

対象となる特定計量器

非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に 掲げるものを除く。)、分銅及びおもり

検査区域

菊池市、合志市、大津町、及び菊陽町 検査日等

3

検査受付時間	検査場所
午前10時から正午まで	菊池市役所 七城支所
午後1時から午後3時まで	菊池市役所 旭志支所
午前10時から午後3時まで	泗水公民館
午前10時から午後3時まで	菊池市役所 正面玄関前
午前10時から午後3時まで	菊池市役所 正面玄関前
午前10時から正午まで	合志市商工会支所
午後1時30分から午後3時	JA菊池 西合志中央支所
まで	
午前10時から午前11時3	三つの木の家
0分まで	
午後1時から午後2時30分	妙泉寺体育館
まで	
午後3時から午後4時まで	国立療養所 菊池恵楓園
午前10時から午後3時まで	大津町生涯学習センター
午前10時から午後3時まで	大津町生涯学習センター
午前10時から午後3時まで	菊陽町中央公民館
	午前10時から正午まで午後1時から午後3時まで午前10時から午後3時まで午前10時から午後3時まで午前10時から正午まで午後1時30分から午後3時まで午前10時から午前11時30分まで午後1時から午後2時30分まで午後1時から午後3時まで午後3時から午後4時まで午前10時から午後3時まで午前10時から午後3時まで

検査を実施する指定定期検査機関

一般社団法人能本計量協会

熊本県告示第260号

令和元年(2019年)9月4日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。 令和元年(2019年)8月23日

> 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

能本県告示第261号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により身体障害 者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福 祉法施行細則(平成7年熊本県規則第16号)第2条第1項の規定により告示する。

令和元年(2019年)8月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

			West 18 20 to 18 20 to 18 20
診療科目	医師の	氏名	医療機関の名称及び所在地 指定年月日
内科	庄野	弘幸	社会福祉法人 恩賜財団 済生会 令和元年(2019年) みすみ病院 宇城市三角町波多775-1
泌尿器科	松下	真治	球磨郡公立多良木病院
外科	本吉	優司	球磨郡公立多良木病院
消化器内科	成田	礼	国保水俣市立総合医療センター 令和元年(2019年) 水俣市天神町一丁目2番1号 7月31日
整形外科	浦上	勝	国保水俣市立総合医療センター 令和元年(2019年) 水俣市天神町一丁目2番1号 7月31日
整形外科	吉野	孝博	国保水俣市立総合医療センター 令和元年 (2019年) 水俣市天神町一丁目2番1号 7月31日
内科	永 田	晃平	医療法人永田会 東熊本第二病 令和元年 (2019年) 院 7月31日 菊池郡菊陽町辛川1923-1

熊本県告示第262号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法 第105条の2第3項の規定による届出があり、同法第108条第2項に規定する要件に 適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規 定により、次のとおり公示する。

令和元年(2019年)8月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域	区分
天草漁業協同組合の地区のうち天草市河浦町崎津の地区	手繰網漁業
天草漁業協同組合の地区のうち上天草 市大矢野町の地区	10 トン未満の漁船により主としてハモを捕ることを目的とする漁業

熊本県告示第263号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出 を審査した結果、姫戸加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったも のと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。 令和元年(2019年)8月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第264号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サー ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。 令和元年(2019年)8月23日

> 熊本県知事 蒲 島 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
株式会社ROOT	ヘルパーステ ーションうと	宇土市岩古曽町 2253番地1	令和元年(2019 年)8月1 5日	訪問介護

告

熊本県公告第252号 次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法 律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年(2019年)8月23日から同年9月5日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。 令和元年(2019年)8月23日

熊本県知事 蒲 島郁夫

農用地利用配分計画の概要

長用地利用配分計		
賃借権の設定等		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人火の 君とよだ	熊本市南区城南町塚 原	熊本市南区城南町塚原字北宮下132番 1ほか218筆
農事組合法人火の 君とよだ	熊本市南区城南町塚 原	熊本市南区城南町東阿高字前田63番2 ほか50筆
株式会社アグリと	熊本市東区上南部	熊本市東区上南部一丁目10番
もあい 岡松 賢一	熊本市東区沼山津	熊本市東区秋津町秋田字計路2756番
		1 ほか 3 筆
森 日出輝	熊本市西区小島下町	熊本市西区中島町字宮下108番ほか4 筆
田上 正富	熊本市西区花園	熊本市西区花園七丁目2442番18
德永 雅也	熊本市西区谷尾崎町	熊本市西区谷尾崎町字西谷院平1570 番7ほか4筆
本田 恭一	熊本市西区沖新町	熊本市西区沖新町字今新開割817番1
有限会社中原温室	熊本市西区中原町	熊本市西区中原町字井樋尻281番1
磯野 重利	熊本市西区河内町白 浜	熊本市西区河内町白浜字林110番ほか 2筆
西山 茂	熊本市西区河内町白 浜	熊本市西区河内町白浜字北加倉513番 1ほか1筆
横田憲章	熊本市西区河内町白 浜	熊本市西区河内町白浜字馬米1182番 ほか1筆
桝永 築	熊本市西区河内町河 内	熊本市西区河内町白浜字水谷1345番 4ほか6筆
上村 勇一	熊本市西区河内町船 津	熊本市西区河内町白浜字差茂塚1639 番8ほか1筆
福原 幸一	熊本市南区富合町新	熊本市南区富合町木原字下飛田1066 番ほか4筆
福田 誠也	熊本市南区富合町木原	熊本市南区富合町木原字下飛田1084 番2ほか4筆
福田 誠也	熊本市南区富合町木原	熊本市南区富合町木原字高原町 6 5 1 番 ほか 1 2 筆
株式会社はなと	熊本市南区城南町塚 原	熊本市南区城南町塚原字歌島431番
井手 光治郎	熊本市南区海路口町	熊本市南区内田町字北新潟3111番
熊本チャレンジド ・ファーム株式会 社	熊本市南区海路口町	熊本市南区畠口町字無田口一二ノ割14 19番1ほか4筆
有限会社グリーンズ白石	熊本市南区孫代町	熊本市南区孫代町字下河原560番
2 由請任日日		

申請年月日

令和元年(2019年)7月31日

熊本県公告第253号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の 規定により菊陽町長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同 法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年(2019年)8月23日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(3級·4級基準点測量)	平成30年(2018年) 8月17日から 令和元年(2019年) 6月28日まで	菊池郡菊陽町大字津久礼 地内

熊本県公告第254号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の 規定により菊陽町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第3 9条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年(2019年)8月23日

能本県知事 蒲 島 郁 夫

	*****	4 110 1 2 1
作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(基準点測量)	令和元年 (2019年) 8月19日から 令和2年 (2020年) 3月31日まで	菊 池 郡 菊 陽 町

熊本県公告第255号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の 規定により阿蘇市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第3 9条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年(2019年)8月23日

能本県知事 蒲 鳥 郁 夫

	WW. C. L. S.	
作業種類	作業期間	作業地域
	令和元年(2019年)	阿蘇市黒川地内
量、数值地形図作成)	7月2日から	
	令和元年(2019年)	
	12月16日まで	

登載依頼

熊本県行政文書等管理委員会公告第1号

令和元年度(2019年度)第1回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。 令和元年(2019年)8月23日

> 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

開催日時 1

令和元年(2019年)9月2日(月) 午後1時30分から(1時間30分程度)

開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

3 議題

- 行政文書の廃棄に関する意見聴取について (1)
- (2)
- 行政文書ファイルの誤廃棄事案について (報告) 行政(法人)文書管理状況について (報告)
- 傍聴者の定員
 - 5 人
- 傍聴手続 5
 - 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議 (1)の会場に入ることができる。
 - 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を (2)満たした時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
 - 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超え る希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

6	問い合わせ先	
	熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務私学局県政情報文書課(電話096-333-2061)	
	能术 围 終 發 部 終 發 利 受 局 围 两 情 瑚 文 書 課 (雷 話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 0 6 1)	
	源不不配切印配切伍于周示以旧报入目队(电面000000000000000000000000000000000000	